

東京社会保険協会

社会保険新報

6
JUNE

平成 29 年 / No.800

富士山と東京スカイツリー®と都心ビル群（墨田区より）



目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
 - ・生活習慣病予防健診のお申し込みは
便利なインターネットで！／2
 - ・マイナンバーを記載したときは
本人確認（番号確認＋身元確認）が必要です／2
 - ・特定保健指導を受けましょう／3
- 日本年金機構からのお知らせ
 - ・平成29年度「算定基礎届」などの
届出用紙の送付等／4
 - ・厚生年金保険適用関係届書等の提出は
東京広域事務センターへご郵送ください／5
 - ・国民年金ひとことメモ／5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
 - ・オプション検査のご案内／6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
 - ・東京社会保険協会が実施している
福利厚生事業のご案内／7
- 『社会保険新報』は
 - ・創刊800号を迎えました！／8
 - ・『社会保険新報』創刊800号に寄せて／9
- ずいそう
 - ・東西南北／9

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

＼手軽でスピーディ！／ ＼郵送料もかからない！
生活習慣病予防健診のお申し込みは
便利なインターネットで！



こんなことで

お困りではありませんか？

- 各支店に申込書を郵送するのが面倒
- 申込書が手書きで面倒
- 健診対象者をパソコンで管理したい
- 健診対象者が多く受診時期がバラバラのため、何度も申込書を郵送するのが手間

そんな方におすすめ！

情報提供サービスを利用すれば、こんなことができます！

その **1. 手書きなし**



データをダウンロードすれば、名前や生年月日などの入力不要！
健診機関名やコードも、パソコン操作で簡単入力。

その **2. データ管理**



誰がどこで受診するのか一目瞭然！
Excelデータなので、並び替えや支店ごとの仕分けも簡単。

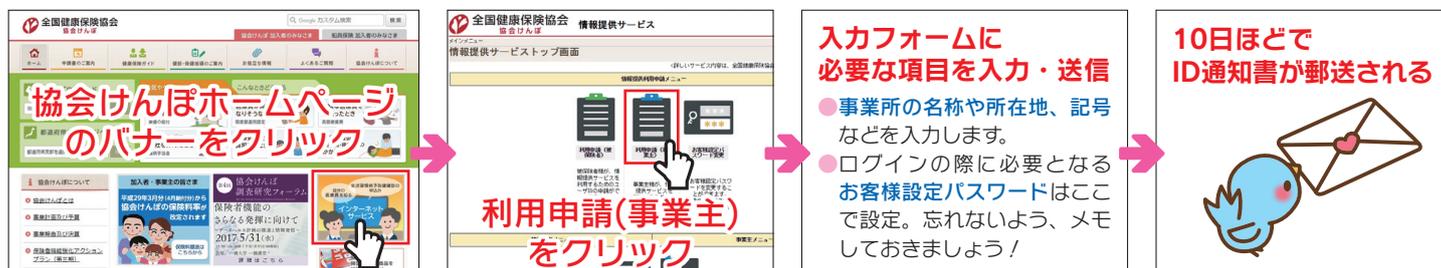
その **3. 郵送なし**



申込書に代えて、データを協会けんぽにアップロード！
何回でも何人分でも、データならコストも時間もかかりません。

まずはIDを取得しよう！

インターネットから利用申請！ 10日ほどでIDが郵送されます



マイナンバーを
記載したときは

本人確認(番号確認+身元確認)が必要です

協会けんぽに申請していただく各種申請書には、被保険者のマイナンバー記載欄が設けられています。

マイナンバーの記載は任意です。

これまでどおり、保険証の記号・番号を記載いただければ、**マイナンバーの記載は必要ありません。**(※)

マイナンバーを記載したときは、法令上、本人確認書類として、右の⑦・⑧の2つを添付していただく必要があります。これらの確認書類が添付されていない場合は、申請書を一ったんお返しすることとなります。ご注意ください。

ア 番号確認書類

正しい番号であることを確認するために必要な書類です。

- 被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー
 - 番号通知書のコピー
 - 対象者の個人番号が記載された住民票または
 - 住民票記載事項証明書
- のいずれか1つ

イ 身元確認書類

手続きを行っている方が番号の正しい持ち主であることを確認するために必要な書類です。

- 被保険者の個人番号カード(おもて面)のコピー
 - 運転免許証のコピー
 - パスポートのコピー
 - 官公署が発行する写真付きの身分証明書のコピー
- のいずれか1つ

(※) 任意継続健康保険の被扶養者の認定手続きをされる際には、被扶養者のマイナンバーを必ず記載してください。この場合の被扶養者のマイナンバーは、申請者が被扶養者の本人確認を行ったうえで提出することとなります。⑦・⑧の2つとも添付する必要はありません。

マイナンバーが記載された申請書など、重要な書類を協会けんぽに郵送いただく際は、できるだけ、郵便物の引き受け状況が確認できる**特定記録郵便**などをご利用ください。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、それぞれの健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部(TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」)まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

大切な健康を守るために **特定保健指導を受けましょう**

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診や特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣の改善が必要と判定された40歳から74歳の方に対して、**特定保健指導**を行っています。

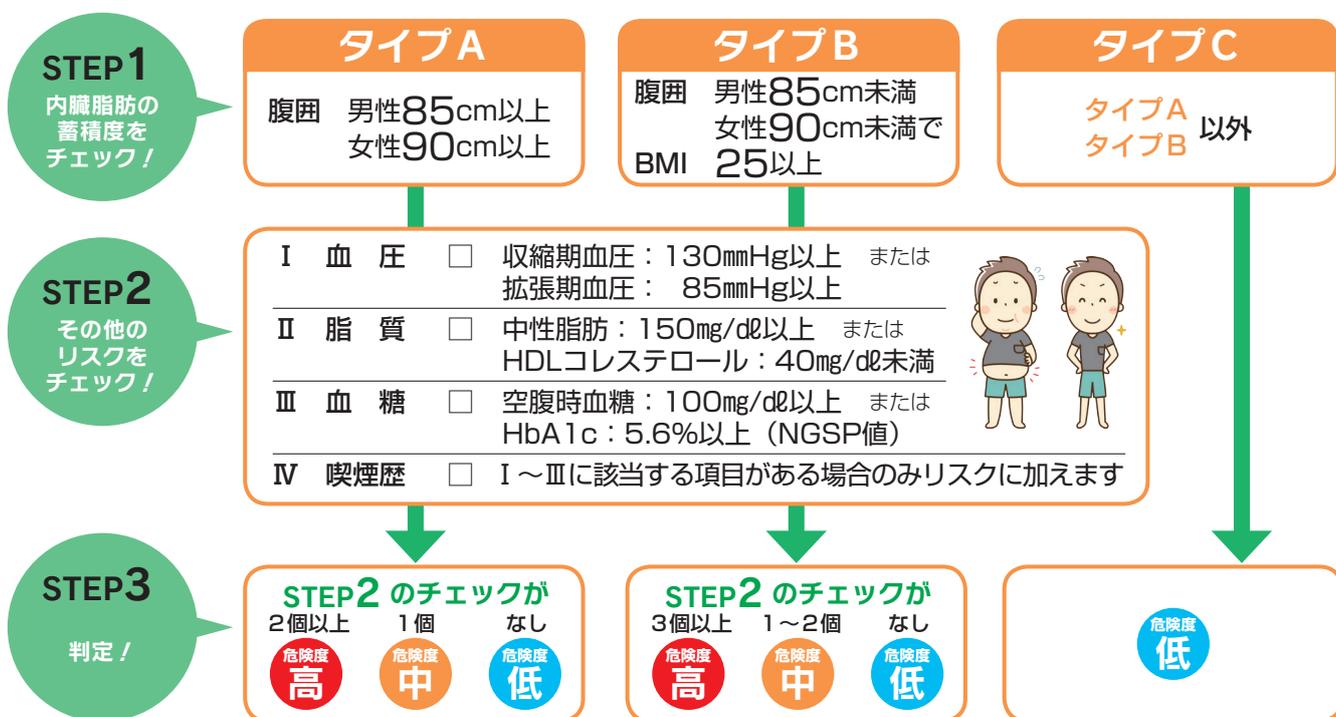
健診を受けるだけでなく、健診結果を正しく理解して、その後の生活や健康づくりに活かしてください。特定保健指導の対象になられた方は、積極的にご利用ください。

特定保健指導とは

生活習慣病予防健診や特定健康診査の結果から、**生活習慣病の発症リスクが高いと思われる方**に対し、医師や保健師、管理栄養士等が対象となる方の身体状況に合わせ、**生活習慣を見直すためのサポート**を行います。

あなたは特定保健指導の対象者ですか？

健診結果に基づいて**3つのランク**に分けられます



危険度 高 **積極的支援**
今のままでは生活習慣病まっしぐら。危機感をもって健康管理に励みましょう。
初回…個別面談またはグループ支援。
3～6か月間…面談、電話、メールなどでサポート。
6か月後…生活習慣の改善状況などを伺います。(電話、メール、手紙など)

危険度 中 **動機づけ支援**
生活習慣の改善のためには、自主的な取り組みを継続的に行う必要があります。
初回…個別面談またはグループ支援。
6か月後…生活習慣の改善状況などを伺います。(電話、メール、手紙など)

危険度 低 **情報提供**
今のところ生活習慣病のリスクは小さいようです。定期的に健診を受けて、検査数値の変化に気をつけましょう。
協会けんぽ健康サポート「健診結果判定プログラム」で、他の検査結果もチェックしてみましょう！

- 65歳から74歳の方は、積極的支援に該当する場合でも、動機づけ支援になります。
- 高血圧症・脂質異常症・糖尿病で服薬治療中の方は、特定保健指導の対象になりません。主治医の指示に従ってください。

※個人情報保護法が改正（5月30日）され、個人情報の取り扱いがより厳格化されたことに伴い、今後、特定保健指導に関する個人情報の「共同利用」についてのお知らせを事業主様宛にお送りする予定です。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、それぞれの健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部健診専用ダイヤル（TEL 03-6853-6599）まで



平成29年度「算定基礎届」などの届出用紙の送付等

厚生年金保険および健康保険では、被保険者が事業主から受ける報酬を、いくつかの等級に区分した仮の報酬にあてはめて、保険料や給付額の計算を行います。この仮の報酬を**標準報酬月額**といいます。

被保険者が事業主から受ける報酬の変動に対応するため、毎年7月に見直しを行います。これを**定時決定**といいます。

事業主の方は、**定時決定のために、原則として、毎年7月1日から7月10日までに、「算定基礎届」を郵送または管轄の年金事務所へ持参してご提出ください。**「算定基礎届」の届出用紙は、6月中旬に発送予定です。



提出期間 平成29年7月1日(土)～7月10日(月) ※持参の場合は、7月3日(月)から受け付けます。

提出方法 郵送または管轄の年金事務所へ持参（郵送での提出にご協力をお願いします。）

照会先 管轄の年金事務所

*「算定基礎届」およびその他必要な届出は、期間内にご提出ください。

▼届出用紙および必要な届出 協会けんぽ加入事務所の場合▼

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額算定基礎届総括表
- 被保険者報酬月額算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）
- 返信用封筒

〈該当する方がいる場合の届出〉

- 70歳以上被用者：算定基礎届、月額変更届、賞与支払届
- 平成29年7月報酬月額改定者：被保険者報酬月額変更届

* 組合管掌事業所にも、被保険者報酬月額算定基礎届が送付されます。

数年に一度、年金事務所にご来所いただき、貸金台帳等の関係帳簿を確認させていただく**定時決定時調査**を行っています。

今年度、ご来所をお願いする事業所には、別途ご案内を送付します。



標準報酬月額の算出方法に関する主な留意事項

「算定基礎届」の記載にあたり、標準報酬月額の算出方法について留意すべき主な事項は次のとおりです。

- ① 支払基礎日数が4・5・6月の3か月すべて17日以上^(※)である
→ 4・5・6月を対象として、この**3か月に支払われた給与を報酬月額**として届出
- ② 支払基礎日数に17日未満^(※)の月がある
→ **17日以上**の月を対象として算出。17日未満の月が2か月ある場合は、残りの1か月の報酬だけで算出
- ③ 給与の支払い対象となる期間の途中からの入社（資格取得）等により、1か月分の給与が支給されない
→ **1か月分の給与が支給されない月（途中入社月）を除いた月**を対象
- ④ 前年7月から本年6月までに、賞与が4回以上支払われた
→ 支払われた**賞与の合計を12か月で割った額**を4・5・6月の報酬に加算して算出
- ⑤ 4・5・6月のいずれも支払基礎日数が17日未満、または、病気等による欠勤や育児休業・介護休業等により、4・5・6月のいずれも給与が支給されていない
→ **従前の標準報酬月額**で算出
- ⑥ 3月以前の昇給の差額分（または遅滞額）の給与が4・5・6月のいずれかの月に支給された
→ **3月以前の昇給の差額分（または遅滞額）を除いた報酬月額の総計**から報酬月額を算出



(※) 特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、11日以上が算定対象月となります。

特定適用事業所：法人番号が同一の適用事業所で、被保険者数（短時間労働者を除く。共済組合員を含む。）の合計が、1年で6か月以上500人を超えることが見込まれる事業所。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所 (<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>) まで



厚生年金保険適用関係届書等の提出は 東京広域事務センターへご郵送ください



日本年金機構では、年金事務所に提出（窓口・郵送）された厚生年金保険適用関係届書等を、東京広域事務センターへ回送し、審査・業務処理等を行っています。

回送にかかる時間の削減等、業務処理の効率化のため、東京広域事務センターに直接ご郵送くださいますよう、ご理解とご協力をお願いします。

また、電子申請により届出された場合の郵送添付書類（資格喪失等により、協会けんぽに返却する健康保険証等）も、到達番号を記載した送付書を添付して、下記の郵送先までご送付ください。

郵送先

〒135-8071 江東区有明3-6-11 TFTビル東館
日本年金機構 東京広域事務センター

▼次の届書は、これまでどおり、管轄の年金事務所へご提出ください▼

- 二以上事業所勤務者、船員保険被保険者、日雇特例被保険者、高齢任意加入被保険者にかかる届書
- 適用事業所所在地・名称変更（訂正）届
- 一括適用承認申請書



東京広域事務センターは、郵送受付および提出済みの書類に関する対応のみとなります。来訪および電話による受付や相談窓口の設置はありません。

ご相談およびお問い合わせは、これまでどおり、管轄の年金事務所へお願いします。届出用紙については、管轄の年金事務所からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページからダウンロードしてください。

国民年金ひとことメモ

国民年金保険料5年後納制度

国民年金保険料5年後納制度は、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる時限措置制度です。

後納制度を利用して2年以上前の国民年金保険料を納付した場合のメリット

- 国民年金保険料を納付することにより、年金を受け取るために必要な資格を得られる可能性がある
- 国民年金保険料を納付することにより、将来受け取る年金額が増額する

1か月分の国民年金保険料を後納することにより増額する老齢基礎年金の目安

779,300円（平成29年4月時点の満額の年金額）
480か月（40年×12か月） ÷ **年額で1,624円増額**

後納制度を利用できるのは次に該当する方です

- ① 20歳以上60歳未満の方で、過去5年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方
- ② 60歳以上65歳未満の方で、上記①の期間のほかに任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③ 65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中に納め忘れの期間がある方

※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は、申し込みできません。

※特定期間となっている期間は、特例追納をご利用ください。

詳しい内容は、ねんきん加入者ダイヤル、または、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

ねんきん加入者ダイヤル
0570-003-004

【受付時間】 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時
第2土曜日 午前9時～午後5時

※土曜日（第2土曜日を除く）・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からののお知らせ

オプション検査のご案内 NEW

フィオーレ健診クリニックでは、平成29年度よりオプション検査をリニューアルしました。健診と一緒に、気になる検査を受けてみませんか？

アレルギー検査

血液検査

アレルギー検査の各種セットをご用意しています。

→原因が思いあたる方向け

- 樹木花粉セット (スギ、ヒノキ、ハンノキ) 3,240円 (税込)
- 植物花粉セット (カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ) 3,240円 (税込)
- 甲殻類セット (エビ、カニ) 2,160円 (税込)
- 食物セット (卵白、ミルク、小麦、そば、ピーナッツ) 5,400円 (税込)
- 屋内系セット (ヤケヒョウヒダニ、ハウスダスト、アルテルナリア、アスペルギルス) 4,320円 (税込)
- 果物セット (キウイ、リンゴ、バナナ) 3,240円 (税込)
- 動物セット (ネコ皮膚、イヌ皮膚) 2,160円 (税込)



→何のアレルギーを持っているか知りたい方向け

View39 (39項目のアレルゲン) 10,800円 (税込)

少しの採血量で、一度に39項目のアレルギーの原因を調べられる検査です。ハウスダストや花粉、食品表示義務7品目を含むアレルギー性疾患の主要な原因となるアレルゲンが網羅されています。

吸入系その他アレルゲン		食物系アレルゲン	
室内塵	ヤケヒョウヒダニ、ハウスダスト	卵*	卵白、オボムコイド
動物	ネコ皮膚、イヌ皮膚	牛乳*	ミルク
昆虫	ゴキブリ、ガ	小麦*	小麦
樹木	スギ、ヒノキ、ハンノキ、シラカンバ	豆、穀、種実類	大豆、そば*、ピーナッツ*、米、ゴマ
草本類	カモガヤ、オオアワガエリ、ブタクサ、ヨモギ	甲殻類	エビ*、カニ*
空中真菌	アルテルナリア、アスペルギルス	果物	キウイ、リンゴ、バナナ
真菌その他	カンジダ、マラセチア、ラテックス	魚・肉類	鶏肉、牛肉、豚肉、マグロ、サケ、サバ

*は、食品表示義務7品目。

腫瘍マーカー

血液検査

超音波などの画像検査と併せての受診をおすすめします。

腫瘍マーカー4種 (女性セット) 8,640円 (税込)

※女性のみ <SCC、CA125、CA15-3、CA19-9>
女性がかかりやすいがんの特化したセットです。

CYFRA (肺がん) 2,700円 (税込)

肺がん (特に扁平上皮がん) で高値を示します。

その他

内臓脂肪 CT検査 3,240円 (税込)

腹囲測定だけではわからない皮下脂肪型肥満または内臓脂肪型肥満の判定ができます。

クラミジア抗体 血液検査 3,240円 (税込)

クラミジア感染を調べる検査です。

上記のほかにも、さまざまなオプション検査をご用意しています。

詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/checkup/option/index.html> をご覧ください。

次号 (7月号) は、人間ドック についてご案内する予定です。

フィオーレ健診クリニック

大江戸線「東新宿」駅 A2出口 から徒歩 1分

健診予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211

お問い合わせ TEL 03-5287-6217

健康診断およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日健診実施日 9:00～12:00



東京社会保険協会 からのお知らせ

東京社会保険協会が実施している 福利厚生事業のご案内

一般財団法人 東京社会保険協会では、宿泊施設の利用補助やレジャー施設の割引等を実施しています。ぜひご利用ください。

契約施設等の優待利用

宿泊施設の利用補助

利用補助は、**年度内1人1回限り**で、先着500名で締め切らせていただきます。利用料金のうち**1,000円を補助**します。

■健康保険保養所センター契約施設 ■セントレジャー舞子 ■伊東園ホテルズ ■その他の宿泊施設



宿泊施設・レジャー施設の優待

全国のプリンスホテル系列施設（ホテル・ゴルフ場・レジャー施設等）・船員保険会の宿泊施設で、**施設利用会員証を提示**すると、**年度内何回でも**優待を受けられます。

レジャー施設の割引

割引料金でご利用いただけます。

- 東京交響楽団 ■東京ドームシティ 宇宙ミュージアム「TeNQ」 ■日帰り温泉「箱根湯寮」
- シンフォニークルーズ ■東京サマーランド ■よみうりランド ■横浜・八景島シーパラダイス
- 新江ノ島水族館 ■豊島園 庭の湯 ■大江戸温泉物語 ■富士急ハイランド ■東武動物公園
- サンリオピューロランド ■鴨川シーワールド ■よこはま動物園ズーラシア ■金沢動物園
- アクアパーク品川 ■フィットネスクラブ「ティップネス」(丸の内スタイルを除く) ■**新規** としまえん

健診の割引

会員特別価格でご提供いたします。

- MRI脳検査・MRIレディース検査・MRI上腹部検査
- 心臓ドック・脳検査
- 心臓プレミアム・頭部MRI

- 検査場所** メディカルスキャニング
- 検査場所** 心臓画像クリニック飯田橋
- 検査場所** AIC八重洲クリニック



今後の事業予定

- 社会保険事務講習会・年金シニアライフセミナー
- 秋の高尾山薬王院 写仏と精進料理の昼食
- 夏季限定レジャー施設「昭和記念公園 レインボープール」の割引

詳細は、7月発行予定の『協会だより No.38』でご案内します



- ◎宿泊施設の利用補助およびレジャー施設の割引の詳細は、協会ホームページ <http://www.tosyakyo.or.jp/shibu/assist.html> をご参照ください。
- ◎平成29年度協会費が納入されていない場合は、会員特典を受けられません。納入のご確認をお願いいたします。
- ◎事業内容は変更になる場合がございます。ご了承ください。

入会および上記の福利厚生事業に関するお問い合わせ

東京社会保険協会 会員事業グループ TEL 03-5292-3596

『社会保険新報』は 創刊800号を迎えました!

社会保険制度の普及発展に資することを目的として、本会が発行（配信）してきた『社会保険新報』は、本号で創刊800号を迎えました。

昭和24年の創刊以来68年、何度か体裁を変更しながら社会保険制度に関する情報の発信・解説等を掲載して、皆様のお手元にお届けし、お役立ていただけるよう努めてまいりました。

今後も、日本年金機構および全国健康保険協会のご協力をいただきながら、内容の充実とタイムリーな記事の掲載を心がけてまいります。引き続きご愛読いただきますようお願いいたします。



平成29年6月 一般財団法人 東京社会保険協会

昭和24年7月
タブロイド判新聞



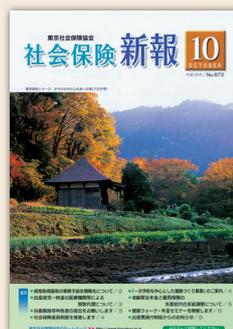
昭和28年4月
B5判8ページ



昭和44年3月
正方形判12ページ



昭和63年4月
B5判8ページ



平成18年10月
A4判6ページ



平成22年7月
WEB版8～10ページ

『社会保険新報』創刊800号のあゆみ

- 昭和24年 7月** 『東京社会保険新報』の名称で創刊、タブロイド判新聞2ページ隔月刊として発行。
- 昭和26年 11月** 体裁をB5判4ページに改め、月刊として発行。
- 昭和28年 4月** 『社会保険新報』編集委員会を設け、協会の各支部から編集委員を選出するとともに、学識経験者を編集委員に委嘱、初代編集委員長に園乾治慶應義塾大学教授が就任。以後、毎月、編集委員会を開催して討議し、内容の充実に努めている。このとき、名称を『社会保険新報』に、体裁をB5判8ページに改めた。
- 昭和44年 3月** 体裁を正方形判（18センチ）12ページに改めた。
- 昭和60年 11月** 編集委員長に庭田範秋慶應義塾大学教授が就任。
- 昭和63年 4月** 体裁をB5判8ページに改めた。
- 平成18年 10月** 体裁をA4判6ページに改めた。
- 平成20年 10月** 全国健康保険協会が発足し、以後、健康保険関係の記事を提供。
- 平成21年 4月** 編集委員長に真屋尚生日本大学教授が就任。
- 平成22年 1月** 日本年金機構が発足し、以後、公的年金関係の記事を提供。
- 平成22年 7月** 日本年金機構を通じた都内全事業所への送付ができなくなったことを契機に、紙媒体から電子媒体（WEB版）に移行し、メール配信サービスを開始。
- 平成28年 3月** 東京社会保険協会が創立70周年を迎え、同年12月には、直営施設「フィオーレ健診クリニック」が開設10周年を迎えた。

『社会保険新報』 創刊800号に寄せて

温故知新



『社会保険新報』
編集委員長
真屋 尚生

『社会保険新報』が創刊800号の大きな節目を迎えました。『東京社会保険新報』として第1号が発行されたのは、日本が第二次世界大戦後の混乱から徐々に立ち直りつつあった1949（昭和24）年7月15日のことで、『社会保険新報』の軌跡は日本の社会保険・社会保障の歴史そのもの、といってもけっして過言ではありません。

手許にある不鮮明な写真版の第1号の1面（本誌8ページ参照）には、磯村英一東京都民生局長（当時：後に東洋大学学長）ほかの挨拶と、社会保障制度審議会の設置を報じる記事が掲載されています。審議会の学識経験委員（大内兵衛、末高信、近藤文二、園乾治ほか）の方々から直接間接に多くの知的刺激を受けた日々が、夢のように懐かしく思い出されます。

名称が『東京社会保険新報』から『社会保険新報』に変わった1953（昭和28）年4月に新設された編集委員会の初代委員長の園乾治教授には、学生時代に社会保険の手ほどきを受けました。また、1985（昭和60）年から24年の長きにわたり編集委員長を務められた庭田範秋教授にも、学生時代から公私両面でご指導いただきました。

こうしたこともあり、本誌の編集委員長を引き受けて以来、私は、高度情報化時代の社会的ニーズに適確に応え、どなたにも理解していただきやすいかたちで、社会保険に関連する最新の情報を迅速かつ正確にお伝えすべく、試行錯誤を繰り返しながら『社会保険新報』の質的向上に努めています。

大変ありがたいことに、編集事務局には、読者の皆様からさまざまなご意見やご要望が寄せられます。これは、読者の皆様の社会保険に対する関心の高さの反映であり、本誌に対する期待の大きさでもあります。皆様からの建設的なご意見やご要望をお待ちしています。

前進を続ける『社会保険新報』を、今後ともご愛読ご活用いただければ幸いです。



継続は力なり

編集委員 河村 正義



このたび、『社会保険新報』の発行が800回を迎えることになりました。800回ということは、『社会保険新報』は毎月1回発行されますので、66年以上となります。

こんなに昔から刊行されていたこと、こんなに昔から社会保険についての広報活動がなされていたことに、とても驚きました。

私が『社会保険新報』の編集に携わるようになって、6年が経ちます。回数でいうと72回となります。現在は順調に編集委員会が運営されておりますが、昔のことはよくわかりません。それでも、ここまでくるのに紆余曲折があったことと思います。もしかしたら、廃刊の危機（?!）にさらされたこともあったのではないのでしょうか。

物事を長く続けることは、簡単なことではありません。たとえ長く続けられたとしても、継続することに意味が

なければなりません。編集委員会に携わった関係者の皆様が、試行錯誤を繰り返して、今があると思います。

創刊時の様子をどのくらいの方が知っていらっしゃるのでしょうか。その後、どのように継続してきたのか。また、現在の『社会保険新報』について、どのように感じていらっしゃるのか。ぜひ聞いてみたいものです。

今後は、900号、1000号と続いていくと思いますが、900号までには8年以上、1000号までには16年以上かかります。この編集委員会が継続し、私も現在の会社に勤務し、健康で気力があれば、1000号に立ち会うことができるかもしれません。その頃には、編集委員の顔ぶれも変わっていることでしょう。800号の頃はこうだったなどと、お話ができればいいですね。

何はともあれ、800号を無事に迎えられたことは、とてもすばらしいことであり、今後も『社会保険新報』と一緒に歩むことができれば幸いです。続けることの大切さ、難しさ、楽しさを感じながら、次の世代につなげていきたいものです。